

愛知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

1 趣旨

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の改正に準じて、愛知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成 19 年広域連合条例第 6 号）における聴聞の通知のデジタル化を図るとともに、既に行政手続法において規定されている行政指導の方式、中止等及び処分等の求めに係る規定について、法との整合を図る観点等から条例に規定するもの。

2 改正の概要

(1) 公示送達における公示の方法

従来は、広域連合の掲示場に掲示する方法のみであった公示方法を、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、広域連合の掲示場に掲示する方法又は電子計算機の映像面に表示したものを閲覧する方法のいずれかの措置をとるように規定する。（第 15 条関係）

(2) 行政指導の方式、中止等及び処分等の求め

① 行政指導の方式

不適切な行政指導を防止するため、行政指導をする際に、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、相手方に根拠法令の条項、要件及び要件に適合する理由を示さなければならない旨を規定する。（第 33 条関係）

② 行政指導の中止等の求め

法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠が法律又は条例に規定されているもの）において、当該行政指導が法律又は条例の要件に適合しないと考えられる場合、当該行政指導の相手方は、当該行政指導の中止その他必要な措置をとるように求めることができる旨を規定する。（第 35 条関係）

③ 処分等の求め

何人も、法令違反の事実を是正するためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するときは、当該処分又は行政指導をするように求めることができると規定する。（第 37 条関係）

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日（一部令和 8 年 5 月 21 日）